

○播磨町犯罪被害者等支援条例

令和2年3月26日条例第9号

播磨町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、播磨町における犯罪被害者等の支援に関し、町、住民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって住民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。
- (4) 住民等 町内に居住する者、通勤する者、通学する者又は滞在する者をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害のほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な被害をいう。

(町の責務)

第3条 町は、法第5条の規定に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(住民等の責務)

第4条 住民等は、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深めるとともに、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第7条 町は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給を行うものとする。

(住民等の理解の促進)

第8条 町は、住民等の理解を深めるため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報、啓発その他の必要な施策を行うものとする。

(民間の団体等に対する支援)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものに対し、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。